

浦添市スポーツ協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、浦添市スポーツ協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を浦添運動公園内に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、市民スポーツの普及奨励をとおし心身共に健康な市民育成と明朗な市民生活に寄与する。

第3章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ行事の開催
- (2) 沖縄県民体育大会等への派遣
- (3) スポーツ講習会の開設
- (4) (公財) 沖縄県スポーツ協会と相互の連絡調整
- (5) 各種団体の組織強化及び相互の連絡調整
- (6) スポーツ少年団の育成
- (7) 体育功労者、優秀選手等の表彰
- (8) 物品販売又は物品貸付等の事業
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

第4章 組織及び加盟団体

(組織及び加盟団体)

第5条 本会は、目的に賛同した次の団体で、理事会が加盟を承認したもの（以下「加盟団体」という）をもって組織する。

- (1) 運動競技を代表する市単位の団体

加盟団体及び専門部（順不同）

陸上競技協会、野球協会、卓球協会、テニス協会、ハンドボール協会、バレーボール協会、バドミントン協会、ソフトボール協会、ラグビー部、ウエイトリフティング協会、ソフトテニス連盟、ボウリング協会、相撲連盟、バスケットボール協会、沖縄県柔道連盟浦添支部、剣道連盟、サッカー協会、空手道連盟、ゴルフ協会、グラウンド・ゴルフ協会、ゲートボール連合、インドアカ協会、健康ウォーキング協会

- (2) 市内自治会

仲間自治会、安波茶自治会、伊祖自治会、牧港自治会、港川自治会、城間自治会、屋富自治会、宮城自治会、仲西自治会、小湾自治会、勢理客自治会、内間自治会、沢岬自治会、経塚自治会、前田自治会、西原一区自治会、西原二区自治会、当山自治会、大平自治会、広栄自治会、茶山自治会、緑ヶ丘自治会、浦城自治会、浦添ニュータウン自治会、牧港ハイツ自治会、浦添グリーンハイツ自治会、浅野浦自治会、前田公務員宿舎自治会、港川崎原自治会、上野自治会、マチナトタウン自治会、神森自治会、浦西自治会、安川自治会、当山ハイツ自治会、浦添ハイツ自治会、県営経塚団地自治会、浦添市街地住宅自治会、

- 県営沢岬高層自治会、陽迎橋自治会、県営港川団地自治会
- 2 本会は、（公財）沖縄県スポーツ協会に加盟する。

（加盟団体の権利）

第6条 加盟団体は、代表（理事）をもって理事会に参加することができる。

（加盟団体の義務）

第7条 加盟団体は、本会会則及び理事会の決定に従わなければならない。

- 2 加盟団体は、毎年2月に翌年度の役員及び事業計画書を本会会長に提出し、また、事業終了後2ヶ月以内に事業報告書を同様に提出するものとする。

（加盟の方法）

第8条 新たに本会に加盟しようとする団体は、その代表者より次の書類を本会会長に提出し、本会理事会の承認を得なければならない。

- （1） 加盟申請書（様式第1号）
- （2） 事務局所在地
- （3） 規約又は会則
- （4） 役員名簿（役名、氏名、住所、勤務先、生年月日）
- （5） 年間事業計画書

（退会）

第9条 加盟団体が退会しようとする場合は、退会願書（様式第2号）を本会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第5章 役員

（役員）

第10条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1 名
- （2） 副会長 若干名
- （3） 理事長 1 名
- （4） 副理事長 若干名（内1名は事務局長）
- （5） 常任理事 若干名
- （6） 理 事 加盟団体数
- （7） 監 事 2 名

（会長及び副会長選任）

第11条 会長及び副会長は、常任理事会において推薦し、理事会において選任する。

2 会長は、本会を代表して会務を統轄し、理事会、常任理事会及び役員会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはこれを代行する。

（常任理事の選任）

第12条 常任理事は20名以内を、次の各号に掲げる者の中から理事会において選任し、会長が委嘱する。

- （1） 加盟団体代表
- （2） 関係行政機関の職員
- （3） 学識経験者
- （4） その他の団体

2 常任理事は、常任理事会を組織し、本会の会務を執行する。

(理事長及び副理事長の選任)

第13条 理事長、副理事長は、常任理事会において常任理事の互選により選出する。

2 理事長は、常任理事会の議決に基づき会務を総括する。

3 会長及び副会長に、ともに事故のあるとき又はともに欠けたときは、理事長がその職務を代行する。

4 理事長に、事故あるとき又は欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。

(事務局長)

第14条 事務局長は、副理事長の中から理事長の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 事務局長は、会長の命を受け会務を掌握する。

(理事の選任)

第15条 本会に理事を置く。

2 理事は加盟団体から1名選任する。また、学識経験者及びその他の団体から選出された常任理事は理事とする。

3 理事は理事会を組織し、この会則に定める事項を審議決定する。

4 理事が会長、副会長及び常任理事に選出されたときは、その加盟団体は別に理事を選出するものとする。

5 本協会の総会は理事会をもって充てる。

(監事の選任)

第16条 監事は、理事会において承認する。

2 監事は、会計及び業務の状況を監査する。

3 監事は、理事を兼ねることはできない。

4 監事は、自治会の代表者、加盟競技団体代表者からおのあの選任する。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了においても後任者が就任するまでなおその職務を行う。

(解任)

第18条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合又は、特別の事情がある場合は、その任期中であっても理事会及び常任理事会の議決により解任することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第19条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置く事ができる。

2 名誉会長は市長とし、顧問は歴代会長する。また、参与は、会長が推挙し、常任理事会で承認する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮門に應じる。

第6章 会議

(会議)

第20条 本会の会議は、次のとおりとし、過半数の出席者をもって開くことができる。また、出席できない理事は、議長又は他の理事を代理人として議決権の行使を書面をもって委任す

ることができる

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 役員会

(議決)

第 21 条 議案の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第 22 条 理事会は、会長が招集し次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定、改廃に関する事。
- (2) 本会の加盟、脱退に関する事。
- (3) 本会の目的を達成するための運営に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他重要な事項に関する事。

(常任理事会)

第 23 条 常任理事会は、会長が招集し次の事項を審議し決定する。

- (1) 理事会に付議する事項に関する事。
- (2) 理事会から委任された事項に関する事。
- (3) 予算の補正及び沖縄県民体育大会の派遣に関する事。
- (4) その他重要な事項に関する事。

(役員会)

第 24 条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長で構成し、毎月 1 回会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 常任理事会に付議する事項に関する事。
- (2) 常任理事から委任された事項に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

第 7 章 会計

(収入)

第 25 条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 市補助金
- (2) 会費(年額)
 - ①各自治会 定額 5,000 円 + 世帯数 × 5 円
 - ②競技団体 5,000 円
 - ③賛助会員 個人 3,000 円、事業所 1 口 100,000 円
- (3) 寄付金品
- (4) 事業収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 26 条 会長は、理事会の議決に基づき本会の資産を管理する。

(事業計画及び収支予算)

第27条 会長は、本会の事業計画及び収支予算を編成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第28条 会長は、本会の事業報告及び収支決算を毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を付けて理事会の議決を得なければならない。

(積立金)

第29条 本会は、理事会の議決を経て、特定の目的のために積立金を設けることができる。

(会費)

第30条 本会への会費は5月末日までに納入しなければならない。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 協力会員

(賛助会員及び特別会員)

第32条 本会に賛助会員及び特別会員制を設けることができる。

2 賛助会員及び特別会員については、別に定めるところによる。

第9章 事務局

第33条 本協会の会務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置く。

3 事務局規定については会長が別に定める。

第10章 会則の改廃

(会則の改廃)

第34条 この会則は理事会出席者の3分の2以上の同意を得なければ改廃することができない。

第11章 補則

(役員等の費用弁償)

第35条 本会事業遂行のため出張する役員等の費用弁償については、別に定める。

(委任)

第36条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は常任理事会にはかって会長が別に定める。

付 則

1 この会則は、令和3年4月29日から施行する。

2 本会の事業ならびに予算については、一般社団法人浦添市スポーツ協会から引き継ぐものとする。

3 本会の設立時役員は、一般社団法人浦添市スポーツ協会の理事が引き継ぐものとする。

4 この会則は、令和4年3月25日から施行する。